

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

島根県松江市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金3,492円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和4年8月21日

#### (2) 事故発生場所

米子市福万地内

#### (3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道米子丸山線を軽乗用自動車で行中、路面の陥没した部分

にはまり、同車両が破損したものである。